

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求める件(閣条第二号)(先議)要旨

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、二〇一四年(平成十六年)九月から十月までルーマニアのブカレストで開催された万国郵便連合第二十三回大会議において採択された。この約定は、前文、本文二十三箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 一、加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する。
- 二、郵便為替及び郵便振替のそれぞれに係る規定を個別に設ける。
- 三、郵便送金業務に係る指図の関係郵政庁の間における交換方式については、国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行う。
- 四、従来の約定において定められていた郵便保証小切手及びポストネットに関する規定を削除する。